

兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画  
(改訂)

平成27年 月

兵 庫 県

# 目次

## 第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画について

- (1) 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第2章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

- (1) 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 平成39年3月までのPCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み・・・6
  - (I) 高圧トランス等、廃PCB等
  - (II) 柱上トランス

## 第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

- (1) PCB廃棄物の処理の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策・・・・・・・・ 9
- (3) PCB廃棄物の広域的な処理の体制に関する事項・・・・・・・・ 10

## 第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

- (1) 監視、指導その他の措置に関する事項・・・・・・・・・・ 11
- (2) 関係地方公共団体との連携に関する事項・・・・・・・・・・ 12
- (3) 県民、事業者及びPCB廃棄物製造者等の理解を深めるための方策に関する事項・・・・・・・・ 12

## 第5章 その他重要な事項

- (1) 使用中のPCBを含む電気機器の転換指導・・・・・・・・・・ 14
- (2) 低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含む重電機器等の処理・・・・・・・・ 14
- (3) PCBの使用された部品を含む家電製品の処理・・・・・・・・ 14

## 第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画について

### (1) 策定の背景

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、不燃性であるなどの性質を有し、熱媒体、トランス及びコンデンサ用の絶縁油、感圧複写紙（ノンカーボン紙）など、幅広い分野で使用されてきた。しかし昭和43年に食用油の製造過程で熱媒体として使用されていたPCBが食用油に混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起きた。その後、様々な生物や母乳等からも検出され、PCBによる汚染が大きな社会問題となった。

このため、国は、昭和47年にPCBを使用する製品の生産中止を製造会社に要請し、PCBの製造会社に対して熱媒体用PCBの回収を指示した。当時、高砂市においてPCBを製造していた鐘淵化学工業(株)高砂工業所（現：(株)カネカ高砂工業所）は、PCBの生産を中止するとともに各地から液状廃PCBの回収を行い、5,541tを保管した。しかしながら、その後、国による魚介類のPCB汚染状況の公表等により、漁業関係者は深刻な影響を受ける事態に至った。

このような状況を鑑み、県においては、昭和48年12月、PCBによる環境汚染の防止と県民の健康保護のため、「ポリ塩化ビフェニル（PCB）等の取扱いの規制に関する条例」を全国で初めて制定した。この条例に基づき、PCB又はPCB使用製品を使用し、又は保有している者に対してその届出及び保管基準の遵守についてこれまで指導を実施してきている。

一方、昭和60年6月、県及び高砂市は、鐘淵化学工業(株)高砂工業所に集められた液状廃PCBが地震等により流出する災害を未然に防止するため、国に対してPCBの安全な処理方法の確立を要請した。国は、同年12月、液状廃PCB高温熱分解処理試験を実施し、安全性を確認した。県はこの結果を受けて、鐘淵化学工業(株)によるPCBの高温熱分解処理を認め、同社は高砂工業所内において、県、市、地域住民の監視のもと、昭和62年11月から平成元年12月にかけて高温熱分解処理により国内で初めてPCB約5,500tを処理した。

しかし、その後、PCB廃棄物は、事業者による保管が継続し、紛失や漏出等による汚染が全国的に懸念される状況となった。このため、国は、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）を制定し、保管事業者に対して平成28年7月までのPCBの適正処理を義務付けるとともに、環境事業団（現：中間貯蔵・環境安全事業(株)<sup>※1</sup>、以下「JESCO」という。）を活用した処理施設設置等に向けての体制整備を図ることとした。

近畿地域では、JESCO大阪PCB処理事業所において、近畿2府4県に存する高圧トランス及び高圧コンデンサ並びにPCB及びPCBを含む油が廃棄物となったものを処理している。また、安定器等・汚染物についても、平成21年に北九州PCB処理事業所において処理が開始され、近畿地域における安定器等・汚染物について、

<sup>※1</sup> 中間貯蔵・環境安全事業(株)（JESCO）：中間貯蔵・環境安全事業株式会社法に基づき、国等の委託を受けて行う中間貯蔵事業と、旧日本環境安全事業株式会社のPCB廃棄物処理事業を行う、国の全額出資により設立された特殊会社

平成 27 年度より北九州 P C B 処理事業所において処理されている。

このような中、国においては、当初予定していた平成 28 年 3 月までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となったことから、平成 24 年 12 月に特別措置法施行令が改正され、P C B の処理期限が平成 39 年 3 月に延期された。

また、国では、平成 26 年 6 月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を変更し、J E S C O における計画的処理完了期限を平成 34 年 3 月と設定し、一日も早い処理完了に向けて必要な事項を定めた。

これらを踏まえ、県は、この度、広域処理施設における県内の P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進し、生活環境の保全と県民の健康保護を図るため、「兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）」を見直す。

## (2) 目的

この処理計画は、特別措置法第 7 条の規定に基づき、国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に即し策定したものであり、本県の P C B 廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正な P C B 廃棄物の処理の推進を図ることを目的とする。

## (3) 基本方針

本処理計画は、国の基本計画、J E S C O による P C B 廃棄物処理体制の整備状況等に基づき、次の事項を基本方針とする。

- ① 本県に保管されている高濃度 P C B 廃棄物<sup>※1</sup>及び現在使用中で今後発生が見込まれる全ての高濃度 P C B 廃棄物について、事業者が自ら処分するものを除き、表-1 により J E S C O の各事業所において処分する。

表-1. J E S C O における P C B 廃棄物の処理方針

処理対象物	施設名称	計画的処理完了期限
高圧トランス・高圧コンデンサ類 廃 P C B ・ P C B を含む廃油 安定器等・汚染物 (小型電気機器の一部に限る。)	大阪 P C B 処理事業所	平成 34 年 3 月 31 日
安定器等・汚染物 (上記以外)	北九州 P C B 処理事業所	平成 34 年 3 月 31 日
ポリプロピレン ( P P ) 等を使用したコンデンサの一部	豊田 P C B 処理事業所	平成 35 年 3 月 31 日

- ② 本県に保管されている低濃度 P C B 廃棄物<sup>※2</sup>及び現在使用中で平成 39 年 3 月まで

※1 高濃度 P C B 廃棄物： P C B 濃度が 5,000mg/kg を超える廃棄物

※2 低濃度 P C B 廃棄物： P C B 濃度が 0.5 超～5,000mg/kg の廃棄物

に発生が見込まれる全ての低濃度PCB廃棄物を、国から無害化処理施設<sup>1</sup>の認定を受けた施設、及び都道府県知事等の許可による施設において、特別措置法施行令で定める平成39年3月31日までに処分する。

- ③ 国が策定した「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に基づく安全で効率的な収集運搬体制を構築する。

なお、処理計画は、国の基本計画の改定及びPCBの処理体制の整備状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行うこととする。

---

<sup>※1</sup> 無害化処理施設：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4の規定に基づき、高度の技術を用いた無害化処理として環境大臣が認定した施設

## 第2章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

### (1) 現状

#### ① 保管量

PCB廃棄物とは、特別措置法第2条で「ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの」とされている。また、これらPCB廃棄物を保管する事業者は、特別措置法第8条の規定により、毎年度末の保管状況等を翌6月末までに都道府県知事又は政令市<sup>※1</sup>長に届け出ることが義務づけられている。

県及び県内の政令市に届出された平成25年3月31日現在のPCB廃棄物の種類の保管状況は、表-2のとおりである。(保管状況の中には、高圧トランス、高圧コンデンサ、その他機器等のうち、微量のPCBにより汚染されたもの等の識別がつかないものも存在する。)

表-2. PCB廃棄物の保管状況 (H25.3.31現在)

廃棄物の種類	兵庫県（政令市含む）		（参考）全国	
	保管事業場数	保管量	保管事業場数	保管量
高圧トランス	430	1,659 台	7,247	29,538 台
高圧コンデンサ	2,027	12,301 台	31,798	183,458 台
低圧トランス	68	425 台	777	35,164 台
低圧コンデンサ	256	35,424 台	3,886	1,674,776 台
柱上トランス	3	1,198 台	302	1,469,970 台
安定器	676	194,034 台	15,569	5,810,262 台
廃PCB	38	6,291 kg	338	457,231 kg
PCBを含む廃油	180	499,737 kg	3,839	60,454,561 kg
感圧複写紙	25	23,816 kg	357	673,806 kg
ウエス	127	50,949 kg	2,834	530,761 kg
汚泥	48	1,407,261 kg	439	5,049,839 kg
その他機器	651	5,902 台	18,208	564,206 台
その他汚染物	169	836,001 kg	—	—

#### ② 使用量

保管事業者から届け出のあった平成25年3月31日現在のPCB使用製品の種類の使用量は表-3のとおりである。

なお、使用量については、使用事業者がPCB使用製品であることを認識していない場合があり、今後増加することも考えられる。

<sup>※1</sup> 政令市：特別措置法施行令第4条に定める市であり、県内では神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市が該当する。

表－3. PCB使用製品の使用状況

(H25.3.31現在)

使用製品の種類	兵庫県（政令市含む）		（参考）全国	
	使用事業場数	使用量	使用事業場数	使用量
高圧トランス	92	482 台	2,083	7,827 台
高圧コンデンサ	141	364 台	3,613	10,788 台
低圧トランス	9	376 台	174	1,138 台
低圧コンデンサ	10	188 台	161	21,533 台
柱上トランス	1	13,000 台	41	409,710 台
安定器	46	6,077 台	1,043	164,710 台
PCB	2	379 kg	22	416 kg
PCBを含む油	1	3,500 kg	33	31,596 kg
その他機器	142	844 台	5,650	35,633 台

注1)「使用量」とは、電気機器等の電路に付設されているもの、試薬として試験研究機関等で使用されているものの量である。

注2) 柱上トランスは関西電力(株)全社の概算数量を示している。

### ③ PCB廃棄物の処分量

県内の保管事業者から届出があったこれまで（平成20年度～平成26年度まで）にJESCO大阪PCB処理事業所で処理されたPCB廃棄物の種類別の処分量（平成26年3月31日現在）は、表－4のとおりである。

表－4. PCB廃棄物の処分量

(H26.3.31現在)

廃棄物の種類	処理量
トランス類	187 台
コンデンサ類	6,432 台
PCB廃棄物油	68 缶

## (2) 平成39年3月までのPCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

現在使用中のPCB使用製品は、特別措置法に基づく処理期限である平成39年3月までに順次使用が中止され、PCB廃棄物として新たに発生することが見込まれる。したがって、PCB廃棄物の処分量は、使用量と保管量の合計量と見込むものとする。PCB廃棄物の種類ごとの保管量、発生量及び処分量の見込みは次のとおりとなる。

### (I) 高圧トランス等、廃PCB等

高濃度PCBを使用した高圧トランス及び高圧コンデンサ並びにこれらと同程度の大型電気機器が廃棄物となったもの（以下「高圧トランス等」という。）、廃PCB及びPCBを含む廃油（以下「廃PCB等」という。）については、JESCO大阪PCB処理事業所において処理されている。この事業所の計画的処理完了期限である平成34年3月までの保管量、発生量及び処分量については、JESCO大阪PCB処理事業所の事業計画に基づき、表－5のとおり見込むこととする。

表－5. 高圧トランス等、廃P C B等の処分量の見込み (H25. 3. 31 現在)

廃棄物の種類	保管量	発生量 (使用量)	処分量の見込み
高圧トランス	1,659 台	482 台	2,141 台
高圧コンデンサ	12,301 台	364 台	12,665 台
廃P C B	6,291 kg	379 kg	6,670 kg
P C Bを含む廃油	499,737 kg	3,500 kg	503,237 kg

(Ⅱ) 安定器等・汚染物

安定器等・汚染物の処理については、小型電気機器の一部をJ E S C O大阪P C B処理事業所において処理し、それ以外のものは、同社北九州P C B処理事業所において処理されている。これらの事業所の計画的処理完了期限である平成34年3月までの保管料、発生量及び処分量については表－6のとおり見込むこととする。

表－6. P C B汚染物等の処分量の見込み (H25. 3. 31 月時点)

廃棄物種類	保管量	発生量 (使用量)	処分量見込み
低圧トランス	425 台	376 台	801 台
低圧コンデンサ	35,424 台	188 台	35,612 台
安定器	194,034 台	6,077 台	200,111 台
感圧複写紙	23,816 kg	0 kg	23,816 kg
ウエス	50,949 kg	0 kg	50,949 kg
汚泥	1,407,261 kg	0 kg	1,407,261 kg
その他機器	5,902 台	844 台	6,746 台
その他汚染物	836,001 kg	0 kg	836,001 kg

### 第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

#### (1) PCB廃棄物の処理の体制

##### ① JESCOによる大阪PCB廃棄物処理事業

国は、JESCOを活用したPCB廃棄物の拠点的な広域処理施設の整備を進め、平成15年2月19日に大阪市における大阪PCB廃棄物処理事業を認可した。

大阪PCB廃棄物処理事業は、平成18年10月にPCB廃棄物の処理を開始し、近畿2府4県のPCB廃棄物の処理を行っている。

#### <参考：大阪PCB廃棄物処理事業の概要>

##### ア) 処理対象物（本県に関するもの）

- ① 兵庫県内に存するトランス・コンデンサ類
- ② 兵庫県内に存する小型電気機器の一部

##### イ) 事業を実施する場所

大阪府大阪市此花区北港白津2丁目

##### ウ) 処理方式

- ① 高圧トランス・コンデンサ等のPCB洗浄・分離  
溶剤洗浄法、真空加熱分離法<sup>※1</sup>
- ② PCB分解・・・脱塩素化分解法<sup>※2</sup>

##### エ) 処理能力 約2t/日（PCB分解量）

##### オ) 事業の時期

処理の開始時期	平成18年10月
計画的処理完了期限	平成34年3月

##### ② JESCOによる北九州PCB廃棄物処理事業

平成27年4月から近畿2府4県の安定器等・汚染物の処理は、JESCO北九州PCB処理事業所で行っている。

#### <参考：北九州PCB廃棄物処理事業の事業実施計画概要>

<sup>※1</sup> 真空加熱分離法：密閉・真空下で加熱することにより、処理対象物のPCBを気化させて分離する前処理の方法。処理後、シャワー油（冷油）で分離したPCBを回収し、化学処理等により分解処理を行う。

<sup>※2</sup> 脱塩素化分解法：PCBと薬剤等を十分に混合し、PCBの塩素を水素や水酸基等に置き換えて分解する方法。穏やかな条件下での処理が行うことが可能で、反応中にダイオキシン類・排水が発生しない。

ア) 処理対象物（本県に関するもの）

兵庫県内に存する安定器等・汚染物

イ) 事業を実施する場所

福岡県北九州市若松区響町1丁目

ウ) 処理方式（安定器等・汚染物） プラズマ溶融分解法<sup>※1</sup>

エ) 処理能力 約10.4トン/日（安定器等・汚染物量）

オ) 事業の時期

処理の開始時期 平成27年4月

計画的処理完了期限 平成34年3月

② 電力会社による処理

関西電力株式会社は、微量のPCBが混入している柱上トランスの絶縁油と柱上トランスケースを処理するため、大阪市内に柱上変圧器資源リサイクルセンターを設置し、平成15年から処理を行ってきたが、平成27年7月に処理を終了している。

③ PCB汚染物等の処理

JESCOの各PCB処理事業所で処理を行う品目以外の低濃度PCB廃棄物については、環境大臣の認定を受けた無害化処理認定施設又は都道府県知事等の許可による施設により処理が行われている。

(2) PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策

国においては、収集運搬を行う者による安全かつ効率的なPCB廃棄物の収集運搬を確保できるよう必要な技術事項を「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）として策定した。

また、JESCOにおいては、搬入者が処理施設にPCB廃棄物を搬入する際に遵守しなければならない基準として、各PCB処理事業所に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」（以下「受入基準」という。）を定めている。

県及び政令市は、ガイドライン及び受入基準の遵守指導を行うことにより、PCB廃棄物の収集運搬の安全性の確保に努める。さらに、JESCOの各PCB処理事業所における処理体制を確保するための計画的な収集運搬体制を構築する。

① 収集運搬の安全性の確保

ア) 保管事業者・収集運搬業者に対するガイドラインの遵守指導

県及び政令市は、PCB廃棄物の保管事業者や収集運搬事業者を対象に、積込み・積下し等収集運搬の各段階におけるPCB廃棄物の取り扱いに係る留意事項等を定めたガイドラインを周知する。

また、JESCOの各PCB処理事業所への収集運搬に当たっては、ガイドライン及び受入基準に基づき保管場所での積込みから処理施設での積下しまで、運

<sup>※1</sup> プラズマ溶融分解法：プラズマトーチを熱源として、安定器等・汚染物を高温下において溶融分解する方法。PCBを含む有機物を二酸化炭素、水、塩化水素、又は一酸化炭素、水素等の可燃ガスに分解・脱塩素化し、金属等の無機物を溶融する。

行が安全に行われるよう収集運搬業者を指導し、安全性の確保に努める。

イ) 廃棄物処理法等に基づく立入指導

県及び政令市は、保管事業者のPCB廃棄物が収集運搬中に漏洩することを防止するため、保管事業者に対して廃棄物処理法に基づき立入検査を実施し、保管状態を把握する。また、収集運搬を行う者が収集運搬中の漏洩防止のために必要な措置を実施するよう立入検査を行い、適正な指導を行う。

② 計画的な収集運搬体制の整備

県内には少量のPCB廃棄物を保管する事業者が多数存在し、PCB廃棄物の種類が多岐にわたっている。さらに、JESCOの各PCB処理事業所は、PCB廃棄物を平準化して処理することとしている。

このため、県及び政令市は、搬入方針、運搬手段、運搬経路、緊急時の連絡体制等について定めるとともに、保管事業者に対する指導を行い、計画的な収集運搬体制の整備を図る。

(3) PCB廃棄物の広域的な処理の体制に関する事項

近畿2府4県の高圧トランス等及び廃PCB等は、拠点的広域処理施設であるJESCO大阪PCB処理事業所において処理することを基本とし、円滑な処理が困難なものについては、JESCOの他のPCB処理事業所において処理を行う。また、安定器等・汚染物は、JESCO北九州PCB処理事業所において処理する。

県及び政令市は、PCB廃棄物広域処理事業の推進を図るため「近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会PCB廃棄物広域処理部会」等において相互に連携して、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるよう調整する。

## 第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

### (1) 監視、指導その他の措置に関する事項

#### ① 保管事業者への指導

県は、特別措置法により保管の届出が義務化される以前に「ポリ塩化ビフェニール（PCB）等の取扱いの規制に関する条例」を制定し、PCB廃棄物の保管届を事業者<sup>に</sup>義務化してきたことから、保管状況を古くから把握している。

これまでの条例に基づく保管届を活用し、未届けのPCB廃棄物がないよう保管事業者<sup>に</sup>特別措置法第8条に基づく届出を徹底させるとともに、PCB廃棄物の保管状況を立入検査により確認し、保管中の漏洩等がないように必要な措置を講じるよう指導を行う。

#### ② 使用事業者及び未届け事業者への指導

県及び政令市は、PCBを絶縁油に使用する電気工作物等の使用・処分の状況を正確に把握するため、経済産業省中部近畿産業保安監督部・中国四国産業保安監督部と連携し、情報を共有化して、PCB使用製品の使用事業者の把握に努める。

また、掘り起こしによる未届け事業者の把握に努め、県内における未処理のPCBを含む電気機器やPCB廃棄物を網羅的に把握するとともに、使用事業者への早期かつ計画的な使用の停止、処分期限内の処分に向けての指導等を行う。

#### ③ 計画的な処理を促進するための事前指導の実施

PCB廃棄物等の処理を計画的に進めるため、県及び政令市は、処理計画の策定時に、JESCOの各PCB処理事業所の搬入対象となる全ての保管事業者や使用者に処理の必要性、収集運搬や処理の方法に関する説明会を開催するなどして処理に向けての指導を行う。

また、年間搬入計画を作成し、その年に搬入する保管事業者<sup>に</sup>対し説明会を開催する。さらに、月間搬入計画を作成し、搬入対象となる保管事業者<sup>に</sup>対し、おおむね1月前に、受け取り日時、搬入にあたっての留意事項等を文書により通知するとともに、立入検査を通じて事前指導を行い、計画的な処理を促進する。

#### ④ 収集運搬を行う者への指導

県及び政令市は、PCB廃棄物の収集運搬を行う者<sup>に</sup>対し、廃棄物処理法で定めるPCB廃棄物の収集運搬に係る規定やガイドラインに従い、適正かつ安全に収集運搬が実施されるよう必要に応じて立入検査を実施し、指導を行う。

## PCB廃棄物の収集運搬に係る規定

### ア) 処理基準

- (1) (ポリ塩化ビフェニル廃棄物の) 収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。
- (2) (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を) 収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。  
(環境省令)
  - ①密閉できることその他のポリ塩化ビフェニルの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。
  - ②収納しやすいこと。
  - ③損傷しにくいこと

### イ) 許可基準

#### (1) 施設に係る基準

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。

#### (2) 申請者の能力に係る基準

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が次に掲げる事項について十分な知識及び技能を有すること。

- ① 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に関し特に注意すべき事項
- ② 当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に応じた取扱い
- ③ 事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置
- ④ 緊急時における連絡の方法

## (2) 関係地方公共団体との連携に関する事項

PCB廃棄物の円滑な処理を確保するため、大阪地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会PCB廃棄物広域処理部会、西日本広域調整協議会等において、PCB廃棄物の搬入の時期、進行管理その他の計画的な搬入のため、相互に十分な協議及び調整を行い、确实かつ適正な処理を推進する。

## (3) 県民、事業者及びPCB製造者等の理解を深めるための方策に関する事項

### ① PCB廃棄物の処理に係る情報の収集、整理及び公開

特別措置法第8条に基づき保管事業者から届け出されたPCB廃棄物の保管及び処分の状況に関する情報を整理し、ホームページ等を活用し、情報を広く公開・提供する。

また、JESCO大阪PCB処理事業所では、施設内に設置されている情報公開ルームで、①処理施設の稼働状況、②PCB廃棄物の処理実績、③モニタリング調査等の情報について見学者等に公開されるとともに、同社のホームページを通じて発信されている。 県としても、同社の情報を受け、県環境局のホームページに専用

サイトを開設し、処理の進捗状況についても積極的に情報を提供していく。

県環境局のホームページURL : <http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/>

② **PCB廃棄物の処理の推進に必要な知識の普及等**

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するためには、県民、保管事業者及び製造事業者の理解と協力が不可欠であり、PCB廃棄物の処理に関する知識の普及及び意識の向上を図るためのパンフレットを作成するとともに、PCB廃棄物の処理に関する正しい情報をインターネット等により広く提供し、県民の理解を増進することに努めることとする。

また、県、県民、保管事業者、製造者及び処理業者等すべての関係者が、PCBによる環境リスクに関する科学的な情報を共有できるよう、県のホームページに必要な情報を掲載するとともに、市町等、関係機関の窓口に関係資料を備え付ける。

## 第5章 その他重要な事項

### (1) 使用中のPCBを含む電気機器の転換指導

PCBの処理期限までの処理を徹底するため、経済産業省近畿経済産業局及び中部近畿産業保安監督部近畿支部と連携して、PCBを含む電気機器を使用する事業者に対して、PCBを含まない電気機器への転換するよう指導を行う。

併せて、(財)関西電気保安協会等関係業界とも連携しPCB廃棄物の適正処理に係る情報の周知に努め、PCBを含む電気機器の早期処理について啓発を行う。

### (2) 低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含む重電機器<sup>※1</sup>等の処理

近年、PCBを使用していないとするトランス等重電機器の一部の機器に微量のPCBに汚染された絶縁油が含まれていることが関係業界の調査により明らかになった。

微量PCB汚染廃電気機器等については、国の認定を受けたPCB廃棄物無害化処理施設又は都道府県知事等の許可による施設において処理を行う。

今後も関係情報に注視し、事業者の保管や適正処理の推進に対し、適切な対応をとっていく。

### (3) PCBの使用された部品を含む家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、テレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては、昭和49年以前に製造されたものにPCBを使用した部品が使われている可能性がある。家電製品の製造者は、家電リサイクル法に基づき廃家電製品のリサイクルを行う際に、PCB使用部品の取り外し、管理を行っていることから、引き続き適正処理について指導する。

---

<sup>※1</sup> 家庭で使う電気機器でなく、発電施設や工場、ビル等で使用される電気設備